

第2回笠間市補助金等検討委員会議録（要旨）

開催日時：平成22年6月30日（火）

午後6時

開催場所：笠間市役所 2階 中会議室

出席委員：5名

欠席委員：1名

事務局：4名

・・・・・・・・次 第・・・・・・・・

1. 開 会
2. 会 議
 - (1) 第1回委員会会議録について
 - (2) 補助金交付基準について
 - (3) 検討補助金の選定について
 - (4) 次回の委員会の日程及び今後の日程の確認
3. その他
4. 閉 会

(1) 第1回委員会会議録について

事務局：会議録の内容を検討していただきたい。また、前回の検討委員会（H18～H19）では会議録をHPでの公開にし、個別の補助金の検討部分については非公開としたが、今回はどうするか。

委員長：この委員会自体は、公開ではないが、委員会で検討している内容については公開していきたい。

委 員：前回の公開に対しての意見等はあったか。

事務局：ありません。

委 員：この議事録そのままか。口語体など表現は公開用に直すのか。

事務局：あくまでも要旨なので、分かりやすいように修正する。

委員長：修正した後、各委員に確認してもらい、HPで公開する。いつ公開とするか？

事務局：第3回の委員会までに公開したい。

委 員：事前に配布された議事録案を次回の冒頭に委員会で承認し、（案）を取って公開するようにすべき。

事務局：次回からは早めに配布して、そのような形にする。

(2) 補助金の交付基準について

委員長：前回（H18～H19）の委員会の答申にある「補助金等交付基準」について、この内容でおおむねよいと思うが、この中で追加等するべきものはあるか。

委員：「補助金等」と「補助金」の表現があるが、「等」の意味合いは。また、どのような違いがあるのか。

事務局：「補助金等」という表現については、前回配布資料にある「笠間市補助金等交付規則」に記された表現であり、補助金の他に「助成金」、「奨励金」、「利子補給金」などを含めたものです。

委員：交付基準と審査基準の違いは。

委員長：補助金の検討については審査基準であり、交付基準は別である。資料2（笠間市補助金等の交付基準）の第3については審査基準を交付基準とすべきである。補助金はすべて補助金等に修正すべきである。

事務局：そのように修正します。

委員：交付基準は何に基づいているのか。答申のよりどころとしての基準の根拠がいつ、だれが決定したものが必要ではないか？

事務局：現時点では、前回の答申書の中だけの表現で、あくまで検討委員会のためのものである。市の公示として位置づける必要があると思われる。

委員長：各補助金の審査をするのがこの委員会であるが、答申を受けて執行部が市長決裁を受け根拠として公示され、全庁合意の上事業が行われるのではないか。

事務局：手続き上されていないだけで、今回はそのように行いたい。

委員：執行部として交付基準を決定した内容について、先立って公開しないと、検討委員会の位置づけが弱いのでは。

事務局：交付基準については、前回の答申の中にもり込まれており、執行部としては、答申に沿って見直しを行っていきと決定した中で、正式に市の交付基準としなければいけなかったが、単なる内規として委員会答申のまま進んでいるのが現状。

委員：事業概要書の内容を判断するにも、交付基準が定まっていないという現状では例えば公益性と言われても、判断の根拠がわからない。執行部が定めた基準に基づいて内容をこの委員会が判断するといった作業工程の根拠にしておくべきではないか。

委員長：各委員の良識等で判断するものよりも、例えば、会計処理や「補助金等の用途が適切であること」に着目して、それを主眼に合致しているかの判断をするというのも、ひとつの方法である。

委員：最低としても公益性はどのように判断したか各団体に記載したものを審査するのが妥当ではないか。交付基準（第3審査基準）の中で、「高い必要性が認められる」とか「著しく貢献した」といった不明瞭な表現で判断はできないと思う。

事務局：事業概要書そのものは今からは無理なので、内容について聞くことは可能。
委員長：次回にいかして欲しい内容だが、質問形式で作るなどすると団体も応えやすくなると思うので、書きやすい事業概要書をつくるべき。
委員：費用対効果は、決算書のみではわからないと思う。
委員長：決算書だけでは、数値的なものは出せるが、効果については表れてはこない。担当課としてどのように判断したかについて、記入すべき。
事前に担当課、団体に聞く内容や各課が同じ歩調で記入できる概要書を作成するように今後検討して欲しい。

(3) 検討補助金の選定について

委員長：事業概要書をベースに各課、団体の話を聞くということであるが、今後のスケジュールもあるので、選定した上での聴取とすべきか。委員会で検討するのは6、7回が程度であり、一回5団体くらいとしても30～40団体が限度かと思われる。
事務局：まず、前回見直しをすべきとされたものを検討するのか。その他に、新規も含めて検討するのか。
委員長：前回見直しをすべきとされたもの、63件ある中から選んでいくのが妥当か。各委員に、票を持たせてその得票数で選んで行ったらどうか。
事務局：まず、担当課から説明を受けて、その中で団体に説明も求めるものを選ぶのか。それとも、最初から担当課と団体から一緒に説明を受けるのが良いのか。
委員：概要書をみてもつかめなかったもので、前回適正でないと言われたもの（市単独61、国2事業）を主に、一覧にした資料を作成した。（〇〇委員作成資料）。その中では、ほとんど改善されていないと思われる。
委員長：廃止と判断されたものが廃止されていないのが納得できないが、ある程度方向付けできている。
どの事業を見ていくのか判断するのに、この資料も参考にする。
事業概要書を見てどうか。
委員：終期の設定と判定されているのに、廃止されていないのは、過去のしがらみがあるように思える。
事務局：前回の答申を受けて、その見直しをいつまでに行うかについては3年以内を目安することにしたが、今回はその見直しの3年となるので、その検討を行うということで設定した。
委員長：事業費の支出の内訳が総会資料の丸写しではわからない。積立金で支出あって繰越金が小額となっているものもある。上部団体等があるのか各団体の支出で負担金があるが、その内容がわからない。
事務局：上部団体があるもので負担金が多いものは、そこが箱物（財産）を持っている

場合などで、その維持管理費として負担金が多いものがある。

委員長：その負担金がどこに行っているか、なぜその上部団体が必要なのか。県団体の各支部、各団体に行くととたんに不明瞭となる。

委員：H22に統合されたが、統合前には繰越金があったが、統合後には繰越金が載っていないものがある。

事務局：連合会とされているので、ご指摘の繰越金等もあり一挙に統合とは行かない。

委員長：21年度の16万円の繰越金があるが、持参金として各団体が2万円持ち寄った形になっているが、その他の部分は使ってしまった形なのか。そうすると補助金が入っているとすれば問題ではないか。どのような経緯なのか。

委員：連合会になったとたんに、慶弔費といった新規項目が挙がっているのはいいのか。

事務局：その部分には補助金は充てていないと団体からは話があると思われる。前回の指摘でも、繰越金が多いとあり、補助金が無くてもやっていける団体であるのでは。

委員：次年度への繰越金に計上しているものと支出の剰余金に計上しているものと、表現が違うものがあり、統一すべきではないか。

委員長：H21の次年度への繰越金と、H22の前年度繰越金が一致していない。

委員：次年度への繰越金が多いので、補助金は要らないのではないか。

委員：人件費が2000万円増えているものがある。どういったことなのか。

事務局：この団体については、市の委託事業として行われているものも数多くあり、補助金に人件費のどの部分が充てられているかは、委託料の内訳での人件費と合わせて全体を見ないと判断できず、もっと詳細な内容の資料が必要である。

委員長：監査を受ける団体なので適正だと思う。

委員：その団体の監査をしているが、適正と報告を受けている。

委員長：県では、団体丸抱えでやっているものがあるが、団体に市の職員は派遣されている事実はあるか。

事務局：ありません。

委員長：迷惑施設の補助金はどうでしょうか。おそらく特定団体との協定などがあるのではないか。

事務局：市単独ではなく、施設の運営主体等から補助が出ているものもある。

委員：交付基準の5の「使途が適正であること」について集中的に判断するには、概要書だけでは客観的に見てわからないものがある。

事務局：担当課がまとめただけだと思うので、わからないものは担当課からの説明が必要。

委員長：学校関係団体へ高齢福祉課から補助するような、補助団体と担当課が違うようなものがあるがなぜか。

事務局：当初国庫補助事業等で、担当部署経由で臨時に行ったものを、その後市が単独で引き次いで行うようになり、担当部署はそのままになっているものがある。

委員：繰越が多いところに本当に補助金が必要か。補助金の少ないものから検討するといったことはどうか。

事務局：前回繰越金が多いとの指摘を受けたため、繰越金の額を減らしている団体もある。

各委員：それは、不要な事業を行っているのでは。

事務局：補助金を実績により精算させることにしたものもあるので、全てがそうとはいえない。たとえば〇〇事業のように繰越見合い分について補助金を減らしているものもある。

委員：繰越を無理に減らすために事業を意味なく増やすものがあるのは意味がない。補助金も税金である。〇〇事業そのものに税金を使う方がいいのかが疑問。

委員長：本来ならこれは市の事業であるが、実行委員会に委託という形をとっているものもある。

事務局：〇〇事業については、合併前のふるさと創生事業のころからのものであり、特定目的基金を充当している。H22からは、基金からの充当ではなく、一般財源からの充当とした。

委員長：担当課、団体の役員等呼んでヒアリングを行う補助事業の選定の仕方は、各団体への選定した根拠としても伝えられるように、交付基準5を根拠として各委員のリストアップ基準とすることも考えられる。適正でないもの63件をリスト化、担当課、団体から聞く欄を作り、聞きたいと思う補助金の欄に印をつけてもらうということではどうか。

委員：金額の大小は？

事務局：行政改革の観点から考えれば補助金を交付するという手続きについてはコスト面からすると補助金交付事務は、補助金額の大小に関わらずある。そういう意味では、補助金交付が減れば、交付事務も軽減されるということと言える。

委員長：ヒアリング対象の選定にあたっての、補助額の大小については、規模、地区、構成員などでまったく基準が違うのでそれは考えないようにしよう。

委員：前回の検討結果は引き継ぐ必要はあるのか。

委員長：前回分を加味する必要があるが、縛られる必要はない。全件を検討するわけではない。

委員：63件の中の30を選ぶとその他には手を付けないのでは意味がないのではないか。

委員長：この話は、団体から聞くものであって、判断対象は全てなので気になったものについて検討することも可能である。

委員：100件を越える中で、これを全て判断するのか。

委員：前回1年以上かけたものをこの数ヶ月で実施できるのか。

委員長：この委員会は、すべての補助金を対象とするものではないのか。

事務局：前回適正でない判断されたものを検討対象として、その他の補助金は見直ししないとすることも可能。

委員長：それ以外は、この委員会を適正として通過したものとするのか。事務局として、最後の答申としてはどうするのか。全ての事業を対象としてなのか。

委員：検討委員会設置要綱では、委員会の任務は、評価、選定、現状及び問題点などがあり、要綱上では、すべてを見る必要はないと思われるので、今回の検討委員会では、審査基準5に限っていくことはできないか。

委員長：今回の委員会の個別補助金の検討の中で、前回判断を活かすのか。答申としてはどうすべきか。

事務局：最終的には答申受けて、その後どのように補助金の見直しをしていくかをシステム化していくような提言までいただければ。

委員：前回指摘事項がどうなったかが大事では。

委員長：そうすると63件を対象として提言をしていくこととなる。各課、各団体への直接ヒアリングは、30-40位にしようすることになる。

事務局：前回は、市単独、国県補助含めるか委員会で判断して、全件検討した。今回も対象は、委員会で決めてもらう。

委員：新規はどうするのか。

各委員：新規は、始まって間もなく判断材料が乏しいので無理ではないか。

委員：前回の回数、時間は？

事務局：全部で14回うち個別補助金の検討は8回実施。

委員：時間帯や1回の時間はどうか。

事務局：前回は、午後1時から夕方まで、今年の倍の時間はやっている。

委員長：委員会で事業概要書の中身まで細かくやっていると終わらないので、先ほどの進め方（リストを送付チェックして対象を決める。）でいきたい。

リストを早急に作って、今回は担当課、その次に各団体からの説明を受ける順番でいいか。

(4) 次回の委員会の日程及び今後の日程の確認

委員長より皆の予定を聞く

委員長：回数を考えると、昼もやらないと難しいので、欠席している委員にも確認し、柔軟に決めたい。

7月1回目・・・7月13日、15日の夜で決定し、昼もできないか検討したい。

7月2回目・・・7月27日の午後か夜（7月1回目に、8月1回目に呼ぶ団体を決

めて「通知」)

委員長：先の予定を決めておけば、委員会を優先こともできるので9月までの予定を決めることにする。

8月1回目・・・8月 3日

8月2回目・・・8月24日

9月1回目・・・9月 7日

9月2回目・・・9月21日

3 その他

事務局：交付基準を含めて全ての団体の代表者へ通知し、団体からの意見を求める。

委員長：通知は、早く行うこと。

委員：この検討委員会の次回は、どうするのか。

事務局：答申の内容が反映されるには1年では無理があり、毎年委員会を設置するとい
うわけにはいかない。やはり3年に1度くらいでの見直しは必要か。